

やまなし KAIGO マスター養成事業委託に係る企画提案募集要項

令和 6 年 8 月 7 日

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

この募集要項は、山梨県(以下「県」という。)が実施する「やまなし KAIGO マスター養成事業」に係る受託候補者を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務の名称、内容等

(1) 業務の名称

やまなし KAIGO マスター養成事業業務(以下「本業務」といいます。)

(2) 業務の内容

別紙「やまなし KAIGO マスター養成事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」といいます。)に基づく事業者提案によるものとします。

(3) 契約期間 契約日から令和 7 年 3 月 31 日

(4) 委託料上限額 金 4,770,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 契約者 山梨県知事

2 企画提案の参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する法人又は団体とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申立の手続を行っていない者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)であること。

(3) この公告の日から審査結果通知日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

- (5) 山梨県税を滞納していない者であること。
- (6) 法人の役員等(非常勤の役員を含む。)に次の何れかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 本業務に類似する業務の経験や専門的知識を有していること。
- (8) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに、且つ日本語で対応できる体制を整えていること。

3 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約します。

4 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答については、以下のとおりとします。

(1) 質問受付期限 令和6年8月14日(水)午後5時

(2) 質問方法及び送付先

質問書(様式第4号)により、電子メールにて次に送信してください。

質問を送信した場合は、電話でメールの受信確認を行ってください。

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

(メールアドレス)chouju@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 回答方法

質問への回答は、令和6年8月19日(月)までに、山梨県福祉保健部健康長寿推進課のホームページで公開します。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

5 参加申込

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③法人概要等整理票(様式第3号)
- ④提案者の概要がわかる資料(定款、寄付行為、パンフレット等)
- ⑤参加資格確認用書類
 - ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 山梨県税に未納が無い旨の証明書

(個人の県民税及び地方消費税を除く)(本店が山梨県外で山梨県内に支店等を有しない場合は不要)

※上記⑤については、3か月以内に取得した正本とします。

既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年3月8日山梨県告示第67号)に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人等は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写により、上記⑤に代えることができます。

(2) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護サービス振興担当
(担当者)小泉、白川
(電話)055-223-1455
(FAX)055-223-1469
(メールアドレス)chouju@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 提出期限及び方法

- ①提出期限 令和6年8月19日(月)午後5時
- ②提出方法

持参、郵送又は宅配便により提出してください。

持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条に規定する県の休日をいいます。以下同じ。)は除きます。提出時間は午前9時から午後5時。

郵送又は宅配便の場合は、提出期限までに福祉保健部健康長寿推進課に到達したものに限りします。

郵送又は宅配便の場合は、必ず、到達したことを電話で5(2)の担当者に確認してください。

6 参加資格の選定

(1) 選定結果の通知

「5(1)提出書類」の提出により、「2 企画提案の参加資格」を確認し、その結果を事業者に通知します。(令和6年8月26日(月)送付予定)

(2) 説明請求

非選定の結果通知を受けた者はその結果に不服がある場合、文書による説明請求をできるものとし、請求期限は令和6年8月30日(金)とします。また、説明請求が提出された場合の回答期限は令和6年9月4日(水)とします。

7 企画提案書の提出

参加資格選定の通過により企画提案書を提出する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出するものとし、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、プレゼンテーションに参加することはできません。

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第5号-1、様式第5号-2、任意様式)

A4又はA3版で統一し、片面30枚以内でまとめてください。

プレゼンテーションは企画提案書(又は企画提案書の抜粋)により実施することとなるので、わかりやすくコンパクトにまとめてください。

② 見積書(任意様式)

(2) 提出部数及び方法

① 提出部数

10部

② 提出方法

持参、郵送又は宅配便により提出してください。

具体的な方法については、「5(3)②提出方法」に同じ。

(3) 提出期限

令和6年9月2日(月)午後5時

持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。

(4) 提出先

5(2)に同じ。

8 審査及び結果通知

(1) 企画提案の審査基準

審査基準及び配点(別紙1)に基づいて審査します。

(2) 企画提案の選定方法

- ① 企画提案の採点の合計点が最高点となった者を選定します。
- ② 企画提案の選定にあたっては、企画提案審査委員会を設置し、プレゼンテーションによる審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの開催(日程は変更となる場合があります。)

ア 開催日 令和6年9月5日(木)(時間は別途通知します。)

イ 場所 山梨県庁内(詳細は別途通知します。)

(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)

ウ プレゼンテーションの内容

別紙1「審査基準及び配点」の審査項目に示す項目順で、提案事業の説明をしてください。

エ プレゼンテーションの時間

1 団体 30分程度(企画提案書説明 20分、質疑応答 10分、入退室時間を含みます。)とします。企画提案書説明の時間が30分を経過した場合、直ちに説明は終了とします。

オ その他

(ア)入室は3名以内とします。

(イ)プレゼンテーションは提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けません。

(3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

事業者選定結果については、山梨県福祉保健部健康長寿推進課ホームページに掲載するとともに、選定者、非選定者に通知します。

(4) 非選定理由に関する事項

① 8(3)で非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面(様式自由)により知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して15日以内に、書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 5(2)に同じ。

イ 受付期間

上記①の期間中、午前9時から午後5時(土曜日、日曜日及び休日は除きます。)

(5) その他の留意事項

- ①企画提案書は複数提出することはできません。
- ②提出された企画提案書は、返却しません。
- ③企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ④提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

9 契約

審査の結果選定された受託候補者を優先交渉権者として事業内容等の詳細に係る交渉を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、受託候補者と協議が整わず、契約の見込が無いとき、又は受託候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行います。

10 その他

- (1)企画提案において使用する言語は日本語としてください。
- (2)契約保証金は免除します。
- (3)本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (4)契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (5)選定された企画提案書類等の内容をベースに、協議の上、本業務の仕様書を確定します。
- (6)災害等、不足の事態が生じた場合は、本業務に関する手続を延期することがあります。

11 スケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1)募集要項等の公開 | 令和 6 年 8 月 7 日(水) |
| (2)質問書の提出期限 | 令和 6 年 8 月 14 日(水) |
| (3)参加申込書等提出期限 | 令和 6 年 8 月 19 日(月) |
| (4)質問に対する回答 | 令和 6 年 8 月 19 日(月) |
| (5)参加資格の選定通知発送 | 令和 6 年 8 月 26 日(月) |
| (6)企画提案書等の提出期限 | 令和 6 年 9 月 2 日(月) |
| (7)企画提案審査委員会の実施 | 令和 6 年 9 月 5 日(木) |
| (8)審査結果通知発送 | 令和 6 年 9 月 9 日(月) |
| (9)委託契約締結 | 令和 6 年 9 月 10 日(火) |